

保育所などの利用申し込みと現況届の受け付けが始まります！

問 保健子ども課 子ども家庭係 ☎0968・86・5730
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に保育所などの利用を希望する人は、施設利用申込書と現況届などの提出が必要です。出産（予定）や育児休暇からの復職による年度途中からの利用も含まれます。

- 受付期間** 11月1日（月）～11月15日（月）（土日祝日は除きます。）
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※11月10日（月）と11日（火）は、午後7時まで延長します。
- 受付場所** 保健子ども課 子ども家庭係
住民課 健康福祉係
- 提出書類** <新規>
①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（児童1人につき1部必要）
②同居者一覧
③保育を必要とする理由がわかる書類（就労証明書、母子手帳写し、求職活動届など）
<継続>
①現況届兼施設利用申込書（児童1人につき1部必要）
②同居者一覧
③保育を必要とする理由がわかる書類（就労証明書、母子手帳写し、求職活動届など）

書類は、保健子ども課、住民課、町内施設（菊水ひまわり園・あおば保育園・春富保育園・神尾保育園）に用意しています。町ホームページからもダウンロードできます。
申し込みが定員を超えたときは、希望する施設を利用できない場合があります（先着順ではありません）。町外の保育所などへ入所を希望する人は、お早めにお申し込みください。
詳細については、お問い合わせください。

和水町民間分譲宅地開発支援補助金を創設しました

問 まちづくり推進課 地域振興係 ☎0968・86・5721

- 目 的**
民間の活力による住宅用地の開発整備を促進し、良好な住環境整備および定住人口の増加を図るため、補助金制度を創設しました。
- 内 容**
町内居住用の一戸建て住宅用地を分譲用宅地として開発整備を行う民間事業者を対象に助成する制度となります。

- 対象者**
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者
- 交付条件**
・令和4年10月1日から令和8年3月31日までに完了する事業であること。
・分譲宅地を2区画以上整備するものであること。
・分譲区画の面積が1区画当たり165㎡以上であること。
- 補助額（1区画当たり）**
簡易水道整備地域 20万円
簡易水道整備区域以外 40万円

詳しい内容は、町ホームページをご確認ください。

プレミアム付商品券「なごみん」を販売します

問 和水町商工会 ☎0968・86・2127

和水町商工会では消費者の生活支援と町内各事業所の売上向上並びに地域経済の活性化を図ることを目的とするため、商品券を発売します。

- 商品券内容** 1セット6,500円分を5,000円で発売（500セット限定）
※一人1セット限り
- 販売期間・場所** 和水町商工会本所 和水町瀬川3613-1
11月5日（月） 午前10時～午後4時
11月7日（水）～12月28日（月）（平日のみ）
午前9時～午後4時 ※無くなり次第終了
和水町商工会三加和支所 和水町和仁17
11月5日（月） 午前10時～午後4時
11月7日（水）～11月11日（金）（平日のみ）
午前9時～正午 ※無くなり次第終了



商品券使用期限 11月5日（月）～12月31日（月）

購入方法 窓口で購入登録票に氏名、住所、連絡先を記入（代理購入不可）

裁判員制度 ～まもなく名簿記載通知を発送します！～

問 和水町選挙管理委員会 ☎0968・86・5720

- 【裁判員候補者名簿ができるまで】**
裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に作成します。令和5年名簿の登録者数は、全国で約21万3,700人です。
今回から、令和4年9月時点で、18歳、19歳の人も裁判員候補者に含まれます。



- 【裁判員候補者名簿記載通知について】**
令和5年裁判員候補者名簿に登録された人には、本年11月中旬頃、名簿記載通知と調査票をお送りします。
名簿記載通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。
また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合などには裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の負担を軽減するためのものです。お尋ねする項目に当てはまらない人は、返送していただく必要はありません。
なお、辞退の申出ができる時期に制限はありません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度の詳しい情報はこちらへ
裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>

